

- 7 次 第 (1) 開 会
(2) 市長あいさつ
(3) 消防委員長あいさつ
(4) 議 題
君津市消防団組織再編について
(5) 報告事項
(ア) 令和5年度主要事業の成果について
(イ) その他
(6) その他
(7) 閉 会

8 公開又は非公開 公 開

9 傍聴者 1名

開 会

～市長あいさつ～

～委員長あいさつ～

～市長退席～

(進 行)

それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。

議長につきましては、君津市消防委員会条例第7条第1項の規定により、委員長が務めることとなっておりますので、議長を保坂委員長にお願いしたいと思えます。

委員長お願いいたします。

(保坂議長)

暫時議長を務めさせていただきます。

本日の会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は15名の内11名で、委員会条例第7条第2項に定める定数に達しておりますので、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、次第4議題 君津市消防団組織再編について、事務局より説明をお願いいたします。

(田辺次長)

消防本部田辺です。よろしくお願ひします。

君津市消防団組織再編について説明させていただきます。

消防団の組織再編につきましては現在まで協議を行ってきた再編案を、本日の消防委員会でご審議をいただいた後、議会全員協議会で報告させていただく予定でありますので、よろしくお願ひいたします。

1 再編の概要です。

令和3年度から令和10年度を目標年次とした君津市消防団組織再編基本計画に基づきまして、地域防災の中核として欠かすことのできない消防団を将来にわたり維持していくとともに、消防団員が活動しやすい体制づくりと組織の強化を目的に再編を行っております。

2 取組みの状況です。

これまで、令和2年度に喫緊の課題改善として第四支団と第五支団の一部を再編し、令和3年度に君津市消防団組織再編基本計画を策定してきました。

令和4年度には第三支団と第五支団の再編を実施してきました。

令和6年度は、第一支団と第二支団を対象に支団役員や分団長などと意見交換を重ね、実行委員会を開催し協議を経て再編案をまとめました。

3 令和6年度の再編案です。

第一支団については、10個分団ある分団を再編により8個分団にします。

再編により定数230人から202人程度とし令和7年4月1日から新体制とします。

今回の再編以外の分団においても、体制づくりと組織の強化を目的に、継続して協議を行っていきます。

再編する分団は、六手・皿引等を受け持つ第3分団と、宮下・小山野などを受け持つ第4分団を1個分団とし、現在の第4分団の機庫を、主として運用、名称を第4分団とします。

車両は、第4分団車両を主として運用し、定数を30人とします。

また、大和田・人見等を受け持つ第9分団と、人見の神門・西君津などを受け持つ第10分団を1個分団とし、現在の第10分団の機庫を、主として運用、名称を第10分団とします。

車両は、第9分団車両を主として運用し、定数を30人とします。

どちらも、これまでの再編と同様、車両については、年式の新しい車両を優先的に使用します。

出動の種別や、出動する団員数に応じて、複数の車両で出動、運用することを可能としています。

使用頻度の低下した車両および機庫については、原則、廃止していくこととし

ます。

また、分団の名称については、主として使用していく分団機庫の名称を、継続して使用しますが、再編基本計画の期間内で、名称についても見直しを行っていく予定です。

定数については、第3分団と第4分団、第9分団と第10分団、ともに実員数を足すと現在、32人となりますので、再編案の定数を30人としています。

なお、分団の再編によって、1個分団の実員が、定数を超えることについては、規則において、「条例に規定する定員の範囲内において、分団の定数を必要に応じて変更することができる」としているのです、団員が誤解することのないようにしていきます。

次に(3)第2支団ですが、消防団と意見交換等を行う中で、近い将来、再編が必要との意見が出ていますが、現在のところでは、協議が整っていませんので、令和9年4月1日の新体制に向け、具体的な再編案の協議を進めていきます。

4 今後のスケジュールです。

本日、消防委員会で審議いただき、今月中旬に議会全員協議会で再編案を報告させていただき、9月上旬に地元自治会長への説明会后、自治会回覧を配布いたしまして、今年度12月あるいは3月で条例改正をし、4月1日から第一支団につきましては、新体制でスタートする予定です。

説明は以上となります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(保坂議長)

ありがとうございました。

消防団組織再編についてですが、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(松崎委員)

分団の組織再編ということで分団数が当然減っていくというような中で最後に二支団が残ることですが、順次終わったところの支団の体制、人数等についても含めた中で再編の議題として入っているのか。また、分団員数が減っているという中で、支団の検討はされていますか。

(田辺次長)

分団につきましても全部の支団の再編が終わったわけではありません。一部の再編が終わったという状況です。この後も消防団の意見を聞きながら再編があると思っています。支団役員、本団役員につきましても再編計画の10年度の中で見直しをすることとなっておりますので、今年度、実行委員会を開く中で支団役員等についても協議を重ねて10年度には新しい体制で再編をしたい

と考えています。

(保坂議長)

他にございますか。

(竹内委員)

実員数は新しい定数を上回っているが、物事を縮小することは簡単だが、現状を維持することに努力することも大切だと思います。

実員数が新しい定数を上回っているのであれば、定数は現在の実員数、若しくは1、2名足した定数にして新入団員の勧誘に努力してほしいという方向性を持った定数の設定は無理でしょうか。

(田辺次長)

現在の3分団4分団の実員数を足した数が32名になるが、今まで定数につきましては、国の定める消防力の整備指針等で団員数を定めておりましたが、現在につきましては、実情に応じた定数というところで、国の方で定数の定めはありません。

今まで協議をした中で30名としたことについて、今現在、人口が減って消防団員になる若い人も減ってきて定数を確保することが大変だというような意見もある中で30名という定数を決めました。

ただし、実際に一緒になった時に32名程度となることについては規則の中で定数を超えることは可能だということとなっていることから、30名を超えて4月1日からスタートすることは問題ありません。地域の消防力を確保するために定数より多い実員数になることはこちらとしても喜ばしいことですが、ただ、5年後10年後、団員を確保することが大変だということもありますので30名の定数案として出させていただいております。

(竹内委員)

私の実体験をお話ししますと、私は12分団出身で分団長を務めていた時は欠員が4名いました。しかしながら12分団の地域は泉部落1つだが自治会が3つに分かれていました。泉南部、泉北部、泉東部、泉東部というのは新日鉄の分譲地で当初は社員さんに分譲された住宅地でした。入っている住民の人たちは地元の行事や消防団の活動に対して理解度は薄かったため消防団へ入ってくる人もいませんでした。けれども引越してきてから何十年も経つ間も消防団の勧誘を続けていたところ、現在では3名か4名程度の消防団員が泉東部から入っている現状があります。ですから宮下、常代などは新しい家がたくさん建っています。そういったところにも消防団員の勧誘を諦めずにアプローチをか

ければ今後、住民が減っていく中でも、常代地域、宮下地域にあつては消防団員の確保ができるのではないかと思う。定数を低めに設定してしまえば、勧誘する側も定数を満たしているのだからこれでよしにしようと、勧誘する努力の熱の入り方が定数を高めに設定されている場合とは温度差が出ると思う。実員数が新しい定数を上回っているのであれば、もう少し高めの定数にして新入団員の勧誘の努力を続けてほしいと思いますが無理でしょうか。

(田辺委員)

確かに多いことに関しては喜ばしいことだと思います。今後、5年後、10年後人口が減っていく、若い人が減っていく、地域によっては新しい住宅が建っている中で消防団員の確保の勧誘を怠っているかどうかにつきましては、正直、怠っているとは思っておりません。地域によっては違うのは確かだと思いますが、今現在、消防団員確保推進員や各分団長役員等が勧誘をしている中で「確保が大変だ」という意見を聞き、その地域にとって将来にわたって維持していかなければならない組織という中で「入ってくれる人がいない」「勧誘することが大変だ」「こんなに大変なら辞めよう」という意見があることは耳にしていますので、確保の負担を少しでも減らせればというようなところで、30人という定数を決めました。

消防団員が勧誘に対してかなりの苦勞をしているということは承知をしているところでの定数を30人とするところです。

(竹内委員)

これ以上、この件について変更を求めるようなことはしませんが、1つ間違いないように認識してほしいのは、勧誘について手を抜いているという意見は私も持っていません。ただ、勧誘を長く続けることで、新しい住民へ消防団に入りましょうという意向を持ってくれる人も発生する。だから長くアプローチをかけることが大切ではないか、それに対して定数が多ければそれに向けて各分団も努力するでしょうから、その方が良いのではないかと思ひ発言させていただきました。

これ以上、発言しても進展がなさそうですので、これ以上の発言は控えます。

(保坂議長)

他にございますか。

(鶴岡委員)

統合していくことになんら反対することはないが、消防車は年数が来たら新しくしない方向ですか。

各分団で2台持つことになるが、年数が経って替え時には新しくなるのか。1個分団で1台となるのか教えてください。

(田辺次長)

分団機庫、車両につきましては、最終的には1つにしていく考えです。ただ、再編後、直ぐにということになると地域の防災力等が低下することとなりますので、今の計画上では再編後は当分の間は2個分団であれば2台の車両、2つの機庫というような形の計画です。

いつに見直しをするのかは、現在、計画等はありませんが車両を2台持つことにより消防団の負担になることが考えられますので、消防団の意見を聞きながら、消防力の低下をすることがないように見直しをして、最終的には負担を減らすというところで車両については1台にしていく考えです。

(鶴岡委員)

車両については、わかりました。

機庫についても今後、分団で1つという考えですか。

(田辺委員)

機庫についても最終的には一つにする考えです。いつまでとはありませんが、再編することによって主に使う機庫、車両という形をとっていますが災害の規模や参加する団員数によっては、1台の車両では足らず災害に対応できないというようなこともありますので、その際には2台の車両、2つの機庫を使っただいて、その中で団員が休憩をとってもらうなどの考えはありますが、最終的には1つの機庫にしたいという考えです。

(鶴岡委員)

1つの機庫で定数30人にいずれなる場合に機庫があまりにも手狭です。

予算委員会でも述べさせてもらいましたがもっと大きな機庫でいいんじゃないか、2つを1つにする考えであれば十分予算も取れるのではないかと話したが、今のままの大きさで行くという話だったが、今後、定数を30人ということにするなら、もう少し分団員が中に入れるだけのスペースがある機庫にしていくべきだと思うので、消防署としてもその旨をよく考えて今後、もっと大きな機庫にしてほしいという提案をしてほしいと思います。

また、合併した分団で噂ではあまり上手くいってないという所もあるようで、「1部2部がまるっきり別の行動をしている」「合併した意味がない」「操法大会のみですよ」という意見を聞きます。逆に上手く行っているという意見も聞きますが、別々の機庫を持って別々の行動をしていたら今と変わらない、合併したら合併した理由付けも欲しいですし、やはり1つの機庫にみんなで集まって会議

等をすることが必要だと思いますので今後、検討をお願いします。

また、合併に伴って上手くいってないという情報等が入っているのかどうかそういった実情を消防署が把握しているのか伺います。

(田辺次長)

消防本部の方には情報として入っておりません。

再編したことによって仲が悪くなったというようなことも入っておりません。

ただ、活動する中で班編成を組んで、地域が違いますので、それぞれの班で活動しているというようなことは聞いていますが、実際に再編によって仲が悪いというような話は耳には入っていません。

(保坂議長)

委員から機庫の作り方について出ているが、何か考え方がありますか。

(田辺次長)

機庫の考え方ですが、今までの定数20数名という中で2つの分団を再編するという中で考え方によっては確かに多くの方が集まってくれば、こちらとしても好ましいことだと思います。

これまで、今までと同じ形での機庫設計をしてきたところですが、今後、定数が増える、実際に集まる人数が増えるというような分団については早めに検討していきたいと思います。

(保坂議長)

他にございますか。

(大和委員)

第二支団について令和9年度から新体制に向けてという説明がありましたが、現在、私も16分団に所属しておりますが、その中で分団長から聞取りの調査を実施するなど動いているんだなという状況ですが、正直なところ活発な意見交換ではなく順調に進んでいることも、あまり見えてこない状況です。

令和9年度に新体制でスタートするにあたり理想的なスケジュールと現在、理想的なスケジュールに沿って動いているのか教えてください。

(田辺次長)

理想的かどうかはわかりませんが、今まで再編をしてきた支団等の流れを参考とさせていただいて、第二支団の方へお示ししているスケジュールですが、今年度中に再編分団の組み合わせを協議し、決定できればと考えています。

来年度につきましては、再編案を決定し機庫や定数を協議し年度末には再編

案を決定する。

令和8年度に議会や自治会へ説明をした中で定数の条例等を改正し、令和9年度4月1日に新体制でスタートする。というのが、他の支団との再編してきた中で参考にさせていただいて、支団の方にはお示しをしております。

(大和委員)

現在は、計画どおり進んでいる方向でよろしいのでしょうか。

(田辺次長)

今年度の実行委員会をやる中でスケジュールを示したところですが、その中であまり月日が経っておりませんので、支団の方がどういう会議、あるいは意見交換等を行って再編に向けて動いているのかについては把握できておりません。

(保坂議長)

他にございますか。

(鈴木委員)

新定数について根拠的なお話がありましたが、住民数に対しての30人について例えば第4分団の受け持ち区域で言うと六手地区と常代地区では、だいぶ差があると思う。受け持ち区域の人口数によって何か按分制のものを考えているのか教えてください。

第二支団について、少子化、雇用関係によって団員が減っていることにより、再編を行うこととしているが、第二支団において9年に再スタートすることだが、来年度役員の改選があり7、8年の2年間支団長を務め、9年から再スタートを決めていく中で、今現在、例えば周東中学校の生徒は小糸地区と清和地区の生徒が通っている。ここにクラスが2クラスありますが、2クラスで50人しかいない中での10年後を見据えた再編を考えているのか、もっと手前の話をしているのか、そこを確認させてください。

せっかく再編をやっても、また人数が減少だからということでこれだけ大きなことを始めなければいけないのかと、少し不安がありましたので、そこを確認させてください。

(田辺次長)

定数につきましては、第3分団、第4分団、六手地区、常代地区、宮下地区が1つの分団になりますので、今ある各分団それぞれの定数、それぞれの今後の人口等を見直して、それぞれで団員を確保してほしいというわけではなく、1つの分団として30人を示させていただいています。

地域ごとのそれぞれの何年か先を見た人口ということで割り振っている数字

ではありません。1つになった中で30人を確保する。第9分団、第10分団についても1個分団として30人を確保するというところで、地域ごとでの案分はありません。

5年後、10年後、20年後、30年後というところはわかりませんが、今いる実員数に応じて、それほど先での話ではありませんが、今できる計画の中で何人が適正なのというところで、30人が適正なのかどうかはわかりません。ただ、地域の防災力を保つ中で30人を超えても問題はないという中で数年先を見込んで30人というところを定数として示しております。

(鈴木委員)

では、今現在、例えば各自治会長に分団確保などお願いしているが、将来的にはそういうことをとおり越したものと考えているのでしょうか。

(田辺次長)

1個の分団の中で複数の自治会がありますので、分団の中で自治会長へどのように話をかけて勧誘等しているのかはわかりませんが、分団の役員が苦勞している中で、それぞれの地域に分団が分散されていることは好ましいことだとはわかっております。ただ、今後、人口が減っていく中で、若い人が居なくなつたときにこの地域には団員になれる人が居ないという地域が出てくるかもしれません。それにつきましては、周りの地域で助け合つて確保していくというようなところで、1つの自治会から複数の自治会、それを広めた中で30人を確保していただきたい。どちらかというとも共助というようなところで確保できればと考えております。今後、小糸地区と清和地区が一緒になるというところはお答えできませんが、確保できないものについては何年後かには再編が必要になるかとは思います。

今現在できる再編案を示しているところです。

(保坂議長)

他にございますか。

(竹内委員)

第二支団の編成の部分で、周東中学校の生徒数が少なくなつてきている。何十年後かを見据えた時には、消防団の対象人数がかなり少なくなることを考慮するのかという話がありましたが、私が12分団の分団長をやっていた時には、12分団管轄では、世帯数が約500件でした。その後、土地の価格が値上がり開発が進んできたところ世帯数は約800件に増えました。そういったことを鑑みる中で、今現在、4、5年前までは小糸地区では坪単価6万円が流通価格で

した。しかしながら昨今10万円の価格を超える値段流通がはじまりました。もう少し値段が上がれば、宅地開発が進んでくる単価になってくると思います。その場合、世帯数も増えることも見込めますので、ネガティブな方向性ばかりに視点を置いて定数をどんどん減らすというのは反対ですので、できる限り定数を減らさない形で努力してほしいと思います。

意見とします。

(保坂委員)

他にございませんか。

～なし～

(保坂議長)

それでは、事務局から提案のありました、君津市消防団組織再編について、お諮りします。

事務局案のとおり、賛成の方の挙手をお願いします。

～全員挙手～

全員挙手です。

本件につきましては原案のとおり可決されました。

議題については、以上となります。

続きまして、次第5報告事項 令和5年度主要事業の成果について、事務局より説明をお願いします。

(田辺次長)

それでは、令和5年度主要事業の成果について、説明させていただきます。

まずは、消防自動車購入事業の水槽付消防ポンプ自動車です。

この水槽付消防ポンプ自動車、「水槽車」と呼ばせていただきますが、消防署本署に配備していた、水槽車を更新したものです。

この水槽車は、本署の消防隊が運用する車両で、基本的に消防隊が出動する全ての災害に出動しますので、調査出動から火災出動、救助出動、救急隊と同時出動するPA連携出動まで、多様化している各種の災害に対応する車両です。

また、この車両は、緊急消防援助隊に登録をしており、県内はもとより、近隣の都県で大規模災害が発生した際には、千葉県大隊の1個小隊として、出動する車両となります。

消火活動するための機材だけではなく、救助活動するための、電動油圧救助器具なども積載しており、令和6年1月28日から運用をしています。

主な仕様としては、記載のとおりですが、積載している資機材は、ホース、ホース延長用の資機材や救急の資機材のほか、電動油圧救助器具を常時積載し、救助現場においても活動の幅が広がりました。

また、水槽の容量を増量し効果的な消火活動が可能となったほか、資機材収納スペースが増え利便性も向上しました。

車両室内においては、座席のクッション性も良くなり、長距離の移動時にも隊員の疲労軽減が図れ、また、空気呼吸器の台座がシートと一体となったことで、空気呼吸器の着脱が容易になりました。

安全面での機能としては、バックモニターなどを搭載したことで、機関員の安全確認等が容易に行えるようになりました。

以上のような機能が、新たに装備されるなど、更新前の車両から向上しており、消防隊が安全、確実、また迅速に活動できるようになりました。

購入金額は、7,283万2,760円で、国庫補助金などを活用して購入しました。

以上が、水槽付消防ポンプ自動車の説明となります。

続きまして、はしご付消防自動車について、説明させていただきます。

平成5年10月に消防署に配備された、はしご付き消防自動車が、30年を経過し、能力の低下が懸念されたため、更新をしました。

はしご車は、令和5年度、6年度の債務負担行為を設定し、令和6年7月に納車、消防署本署に配備し、8月1日から運用を開始しています。

主な仕様としては、乗車定員は6名、オートマチック式で梯子を全伸梯すると、地上からの高さは、約40メートルとなります。

梯子先端のバスケットは、許容積載荷重が400キロとなり、これまでの180キロから、性能が大きく向上しています。

また、梯子を伸ばした際に、梯子を昇降するリフターも、300キロの許容があり、これまでの180キロから向上しています。

これにより、はしご車で救助等を行う際、一度に多くの要救助者を救出することが可能となり、さらに、安定した動作で操作ができます。

新たな機能として、梯子の伸縮に合わせて伸縮する水路管を設置しました。

これまでの車両は、ゴム製のホースを使用していたので、梯子の伸縮や旋回に合わせて、隊員がホースを送り出していましたが、水路管の設置により、迅速な放水が可能となり、また、隊員が他の活動に専念できることとなります。

梯子先端の放水銃からは、最大で毎分2,000ℓを放水できます。

また、梯子先端のバスケットにカメラを設置し、画像伝送装置により送られる

画像を、地上の隊員が確認しながら操作できるため、これまで、梯子先端に隊員が部署して確認していた状況を、梯子先端に部署することなく、確認することができるので、安全性が向上しております。

このような機能を新たに装備し、市内の中高層建物火災等では、より迅速な消火、救助活動が可能となり消防力の強化を引き続き図ってまいります。

7月11日に納車され、緊急車両としての届出や、無線機等の載せ替えを完了させ、8月1日から運用を開始しています。

購入金額は、2億4,408万8,895円で購入をしました。

本日、消防委員会の終了後、説明させていただいた2台の車両の、見学の時間を設ける予定ですので、御覧いただきたいと思っております。

以上が、令和5年度主要事業の成果の説明となります。

(保坂議長)

説明が終わりましたので、何か質疑、意見等ある方はございませんでしょうか。

(小川委員)

前回ははしご車は、マイナス角度で河川でも救助できるということだったと思いますが、今回も同様にできますか

(田辺次長)

今回のはしご車についても、マイナス角度で架梯できます。

(保坂議長)

他にございますか。

(鈴木委員)

市役所の何階まで救助ができるのか。また、現在、何名の隊員が運転操作できるのか。

(植松署長)

市役所屋上まで対応可能です。

免許につきましては、大型免許で運転ができます。

操作につきましては、特別救助隊員に任命した後に取扱いの訓練を重ね、所属長による試験を実施して、合格した隊員が操作をすることができます。

9名ずつの隊員の内7名が現在操作できる状況です。

(鈴木委員)

前のはしご車の処分方法は決まっていますか

(田辺次長)

8月1日より運用を開始していますが、古い車両につきましては、無線機等が付いていませんので、災害に出動することは不可能です。

処分につきましては、オークションでの売却を予定しておりまして、総務部の管財課と調整をしているところです。

現在の予定ですと12月のオークションで売却する予定です。

(鈴木委員)

想定価格とかもあると思いますが、5年くらい前、費用はかかりますが海外の方に消防車を送ったボランティア団体もありました。

トラックとかの需要も世界中で増えているので、海外の方に高価で売却ができるのであれば検討されても良いのではないかと思いました。

意見とします。

(保坂議長)

他にありますか

～なし～

それでは、次第6その他といたしまして何かございますか

(小川委員)

この場での話ではないかもしれませんが、風水害の問題で大変な災害を見てきたと委員長から話がありましたが、小糸川についても、いつ風水害が発生してもおかしくない状況です。私が1番懸念しているのは、雑草と柳の木がかなり増えてきていまして、これでは、多分水が止まってしまうのかなど、それと、砂山がずいぶん出来ている。松川橋から下流が特に多い、上流については小糸地域等の風水害が前からありますが、竹を切ってもそれを置いてあったために、漁業組合も打撃を受けたという話がありますが、小糸川については、市議会の先生方等、消防署も含めて土木事務所の方に面会していただいて、綺麗な川にしてもらわないと、風水害がいつ起きても不思議ではないと私は前から懸念しているんですが、その辺りはどういう動きになっているのか教えていただきたい。

(田村消防長)

ご意見ありがとうございます。

確かに小川委員がおっしゃられるとおり、かなりの草、木、また土砂も堆積しているというような状況になっております。

こちらにつきましては、市役所の関係部門と連絡を密にしまして県への働きかけ等々を行っていきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

(保坂委員長)

小糸川については、新設等々要望書はかなり出しておりまして、年に50mほどしか対応できていませんが、基本的には毎年、今年度はまだ予定はありませんが来年度からも要望書を出してやっていこうという動きも多々出ていました。

市民ボランティアの中で活動している方々と協力しながら動いていますが、やはり、予算というところにおいては中々厳しいところがありまして、他地区でも非常にそういった問題があります。そういったところで市民の協力を仰いでいきたいというところで進んでいる状況です。

(保坂委員長)

他にございませんでしょうか

(竹内委員)

前回の消防委員会の時にも発言させていただきましたが、この議事録にも何点か載っておりますが、操法大会の出場区分について前回は自由参加というところで参加しない分団は参加しないとなっておりますが、私が思うところ操法大会に対する訓練というのは、分団の根幹を構築する訓練だと思っております。

事実15年ほど前になりますが分団名は申し上げますが、世帯数が極端に少ない分団がありまして、そこの地域で火災がありました。私のところも隣接地域というところで応援に行きましたけれども、その分団は長年にわたって操法大会に出場は免除されていた分団で、自分のところの消防車の操作もままならない。その時の操作は支団役員が行っていました。私たち二支団も放水したり瓦礫を撤去したり、水でずぶ濡れになる団員も多数おりました。寒い中で震えながら消火活動をする中で、地元分団の分団員は半長靴も汚れていない、水たまりにも入っていない、そういう状況でありました。

操法大会に出なくてもいいということを何年も続けると消防に対する意識が剥がれて行ってしまう事実がそこがありました。ですから、操法大会の自由参加、分団の意向で参加しなくてもいいということを認めることは、消防団のスキルがダウンすることに繋がるだろうと私は思っています。でありますから消防団の操法大会は原則全分団参加、特段の理由がある場合に限り団長の許可を得て出場しないということは良いと思いますが、原則、全分団参加という方向性で話を進められないかと思っておりますが、如何でしょうか。

(田辺次長)

消防操法は重要な訓練だということは承知しております。その中で、令和6年4月19日付けで千葉県知事から各市町村長宛に千葉県消防団活性化検討委員会の公表及び消防団活性化に向けた市町村等重点取組み事項について通知がありました。その中で、市町村における消防操法大会の必要性について、廃止も含めて十分検討の上、開催可否を判断すること、大会を継続する場合は、任意参加を徹底した上で消防団の負担に配慮した開催頻度や内容とすること、また、選手のみならず支援団員の負担にも配慮し過度な訓練は見直すこと、全ての分団の消防団員の技術向上に繋がる訓練を実施することが、積極的に取り組む事項として挙げられておりますので、今後、市の操法大会の実施につきましては消防団と慎重に協議を進めていきたいと考えております。

(竹内委員)

国からそういう指導があることは、当然だと思います。また、インターネット等を見る中で多数の自由参加を採用している地方公共団体があるのは承知しています。ただし、その人たちが操法大会から距離をおいた分団がどういうスキルを持って消防活動をしているのか、把握していますかと私は言いたい。自分の家から50m程度しか離れていない家が火事だというのに、応援に来た消防団員が全身ずぶ濡れになって消火活動をしているのに、地元分団は履物も汚れないで傍観しているしかない、スキルを持っていない消防団員を多く輩出するような訓練体制でいいのかと、私は声を大きくして言いたいです。

団長も居ますので、団長の意見も聞いてみたいと思いますが、如何でしょうか

(平野団長)

ご提案ありがとうございます。

昨年度は任意参加という形で実施しましたが、次年度においては、これから相談をした中で進めて行きます。私としては開催したいと思っております。

開催方法については、本団役員、支団長役員会議の中で進めて行くつもりです。

操法大会に参加できない分団につきましてもホース延長やポンプ車運用の訓練をしていただきたいと思います。

(保坂議長)

他に何かございますか

～なし～

(保坂議長)

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。
ご協力ありがとうございました。

(進 行)

保坂委員長ありがとうございました。

本日は、大変お忙しい中、慎重なるご審議をいただき、誠にありがとうございました。

報告事項でご説明いたしました、水槽付き消防ポンプ自動車とはしご付消防自動車を庁舎表へ御用意いたしましたので、お時間のある方につきましては、ご見学を頂ければと思います。

見学を御希望される方におかれましては、この後、ご案内いたしますのでこの場にしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、君津市消防委員会的一切を終了といたします。

大変お疲れ様でございました。

午後 3 時 4 0 分閉会